平成２４年（フ）第６３１号
熊本県菊池郡菊陽町大字津久礼2221番地１　ＳＫＹ’ＦＬＥＥＴ101号、前住所熊本県八代市松崎町34番地１　202
債務者　乗田　一恵
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６６３号
熊本県上天草市大矢野町中9998番地
債務者　村田　安治
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６７２号
熊本市北区四方寄町1554番地６　森内アパート101号、住民票上の住所熊本市東区桜木４丁目１番41号　ファインハイツＶ101号
債務者　古賀　真吾
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後２時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６７５号
熊本市北区飛田４丁目６番160号
債務者　山内　　譲
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第６７７号
熊本市東区新生１丁目24番16号　ベルハウス101号
債務者　荒川　宣子
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４５０号
鹿児島県鹿児島市武３丁目５番17号　徳村アパート202号
債務者　下野　慶太
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月29日まで　鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２４年（フ）第５６号
北海道新冠郡新冠町字本町76番地の６　汐見団地58号
債務者　友定　良徳
１　決定年月日時　平成24年11月30日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　札幌地方裁判所浦河支部破産係

平成２４年（フ）第３８２号
山梨県甲府市上石田１丁目14番６号　ヴィラくがわ301号室
債務者　中村　洋一
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３９１号
山梨県甲斐市宇津谷4673番地１　パナハイツ土橋102号
債務者　今村　秋人
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２１５号
静岡県富士市中央町２丁目２番15号　原やビル302号、前住所静岡県富士市吉原１丁目４番10号
債務者　前島　勇治
１　決定年月日時　平成24年12月３日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月30日まで　静岡地方裁判所富士支部

平成２４年（フ）第５４号
愛媛県八幡浜市保内町川之石３番耕地304番地41
債務者　石居　忠義
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年１月31日まで　松山地方裁判所大洲支部

平成２４年（フ）第９５号
岐阜県高山市石浦町７丁目262番地　株式会社山水庵石浦寮
債務者　谷口　正稔
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２４年（フ）第１６７２号
愛知県小牧市大字小牧原新田1829番地３　ハイツパイン303号
債務者　地越　　治
１　決定年月日時　平成24年11月30日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第９０号
三重県名張市桔梗が丘５番町４街区70番地４
債務者　鹿内　優一
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第９１号
三重県伊賀市寺田26番地の10
債務者　**萩**野　直樹
１　決定年月日時　平成24年12月３日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　津地方裁判所伊賀支部

平成２４年（フ）第６１０号
神戸市垂水区乙木３丁目１番18号Ⅱ―102号、住民票上の住所神戸市垂水区乙木１丁目10番７―609号
債務者　遠山　博志
１　決定年月日時　平成24年11月29日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで　神戸地方裁判所第３民事部